

「知的財産推進計画 2017」の策定に向けた意見（2017年2月17日提出）

一般社団法人日本映像ソフト協会

意見：「模倣品・海賊版対策」について

わが国におけるオンライン上の著作権侵害は、警察による「P2P等を使用した著作権法違反事件の一斉取締り」（昨年2月に第7回目）や動画共有サイトの違法アップローダーに対する継続的な事件検挙が行われてきました。

これら事件は、マスコミ等でも広く報道されてきたこともあり、日本国内でのP2Pソフトや動画共有ソフトを悪用した著作権侵害は、減少傾向にあります。

しかし、その一方で、悪質な事犯は、海外P2Pネットワークや海外サーバーを悪用するなど国境を超えたステージに移行しています。オンラインの世界では、国境や日本語（言語）といった「壁」もいまや無くなりつつあります。国境を超えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延することから、その対策は困難を極めています。

オンライン上における著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって、脅威であり国際的に大きな課題となっていることは言うまでもありません。

このような状況のなか権利者は、直接的な権利行使を行うとともに、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による侵害サイトのフィルタリングや検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社に対する広告出稿の抑止要請、金融機関・カード会社に対する侵害サイトの口座凍結などを行っています。

しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体では到底対応できない現状にあります。

クールジャパン戦略を推進するわが国として、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、その一方の守り部分である国境を超えて益々と複雑化する著作権侵害の対策に、継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上